

番号	大分類	小分類	ご質問	回答
1	制度概要	制度	優良募集情報等提供事業者認定制度はいつから始まった制度でしょうか？	当認定制度は、2年前より開始し、今年度が3年目の制度です。
2	制度概要	メリット	優良募集情報等提供事業者に認定されることで、優遇措置はどのようなものがありますでしょうか？	募集情報等提供事業者の場合は、今のところ把握しておりません。必要な場合は、直接、行政へお問い合わせください。
3	制度概要	広報	この制度の普及活動は行っていますでしょうか？	厚生労働省からの事業者へのリーフレットのご案内、厚生労働省のウェブサイト、厚生労働省運営の人材サービス総合サイトでの掲出、事務局からの、求人者向け広報、求職者向け広報、また、本制度のウェブサイトを通じてご理解いただくことも進めていっているところです。
4	制度概要	広報	認定された際に、厚生労働省や全国求人情報協会のウェブサイトへの掲載はありますか？ 掲載される場合は、企業ページまたはサービスページへのリンクなどがありますでしょうか？	認定された場合は、厚生労働省が運営している人材サービス総合サイトに掲載されます。 また、当認定制度のウェブサイト上に、認定事業者の一覧を掲載します。リンクについては、またお知らせをさせていただきますと思います。
5	制度概要	有効期間	認定の有効期間について教えていただけますでしょうか？	認定の有効期間は、3年間です。 今年度（2024年度）認定された場合は、2027年度末までが有効期間になります。
6	制度概要	社数	現在の認定事業者は何社でしょうか？	2022年度、2023年度合わせて32社が認定されています。
7	制度概要	運営機関・審査認定機関	厚生労働省からこの認定制度を委託された、運営受託団体及び審査認定機関は、民間企業（法人）でしょうか？それとも、公共機関でしょうか？	公共機関ではありません。事務局は公益社団法人で、民間の法人です。審査認定機関も民間の法人です。 なお、厚生労働省からの委託事業である当認定制度の受託団体および審査認定機関は、年度毎に決定されます。
8	制度概要	説明会資料	説明会での資料は公式サイト等からダウンロード可能でしょうか？	認定制度ウェブサイトの以下ダウンロードコーナーから資料をダウンロードください。 https://yuryonintei.com/flow/#download 「認定基準 基準項目別解説BOOK」はファイル名の末尾にファイル作成日付を入れておりますので、ご確認の上、最新の資料をご活用ください。
9	制度概要	問い合わせ先	この説明会以降、エビデンス例の準備にあたり、どのように準備をすれば良いかを伺える質問窓口はありますか？	当認定制度ウェブサイトから、問い合わせフォームにてご質問をいただく、あるいはお電話での窓口もありますので、そちらへお問い合わせください。
10	制度概要	問い合わせ先	準備期間に、この書類でいいのかどうかの確認などを対応いただける場所がありますでしょうか？	申請の上、エビデンス提出し、審査認定機関とのやり取りが始まったら、審査認定機関側にご確認いただければと思います。 エビデンス提出して、明らかに足りない場合は、審査認定機関から足りないので提出するよう言われるケースもあるようですが、審査認定機関とのやり取りが始まったら、審査認定機関にご確認いただければと思います。
11	申請	申請書類	申請書類はウェブサイトダウンロードして申請すれば良いでしょうか？	申請書類は、当認定制度ウェブサイトの以下ダウンロードコーナーよりダウンロードください。 https://yuryonintei.com/flow/#download
12	申請	申請対象	自社求人のみを取り扱うサイトであっても申請対象に含まれるでしょうか？特定募集情報等提供事業として1号事業で届出済みではありません。	募集情報等提供事業者ということなのであれば、申請対象です。
13	申請	申請対象	ダイレクトスカウト型面談サービス、3号事業のみを運営しています。3号事業も申請の対象で間違いありませんでしょうか？	3号事業で届出し、厚生労働省から届出の受理通知書いただいているのであれば、申請の対象になります。
14	申請	申請要件	申請要件の「募集情報等提供事業を開始して、2年以上の事業実績があること」の開始の起算日はいつでしょうか？ 求人サイトのシステム構築の期間は含まれますでしょうか？ それとも求人サイト完成後、届出をしてから2年でしょうか？	届出をしてから2年ではありません。 募集情報等提供事業のサイトをオープンし、生業(なりわい)として事業を行った時から2年です。求人サイトのシステム構築・開発期間は含まれません。

番号	大分類	小分類	ご質問	回答
15	申請	申請要件	申請要件の「募集情報等提供事業を開始して、2年以上の事業実績があること」は、自己申告でしょうか？それとも事業を行っていた2年分のエビデンス書類が必要でしょうか？	自己申告です。申請時に提出する審査申請書に「募集情報等提供事業の開始年月」をご記入いただくことになっています。
16	申請	申請要件	弊社は求人メディアが2つあるのですが、1つは2年以上、もう1つはまだ立ち上げて2年たっていないのですが申請は可能でしょうか？	各求人メディアについて、2年以上の実績を求めているわけではありません。1つの求人メディアが2年以上経っているということですので、募集情報等提供事業として2年以上の実績があると判断し申請は可能となります。
17	申請	審査料	申請の審査の料金はおおむねどの程度でしょうか？	審査認定機関が審査料を決めることになっていますので、審査認定機関のウェブサイト参照頂き、詳細は各審査認定機関へお問い合わせください。 審査認定機関は、年度毎に公募の上、決定します。 今年度の審査認定機関は、認定制度ウェブサイトの「審査認定機関一覧」 https://yuryonintei.com/flow/#list をご覧ください。
18	申請	審査料	例えば1号と3号に該当する場合は、審査料金は2件分が発生するのでしょうか？それとも事業者単位で1件のみでしょうか？	審査料については、いくつかのパターンが提示されると思いますので、それらをご覧の上ご判断ください。詳細は審査認定機関へお問い合わせください。 認定制度ウェブサイトの「審査認定機関一覧」 https://yuryonintei.com/flow/#list をご覧ください。
19	申請	審査料	審査認定機関によって料金が変わるということは、エリアは関係なく依頼ができますでしょうか？	エリアは関係なく依頼できます。
20	申請	審査申請書	1号、2号、3号で厚生労働省へ届出をしています。申請も1号、2号、3号、全て提出する必要がありますでしょうか？	募集情報等提供事業として運営している事業類型の全てを申請ください。申請時に提出する「審査対象サービス一覧」に、募集情報等提供事業の全てのメディア・サービスを記入ください。
21	申請	申込書	説明会資料の「制度概要・申請・職業安定法のポイントについて」のP19の「求人広告掲載に関する契約書または申込書」ですが、提供している求人サイトに、申込書が存在しない場合はどのようにすればよいのでしょうか？ オンラインで申込をいただき、決済もクレジットカード決済やお振込み等の求人サイトになっております。	申込書に代わるものの証跡をご提出いただければ大丈夫だと思います。これは求人サイトの運営において、求人者とのどのようなお約束があるかということ、規約を確認したいという趣旨ですので、キャプチャーにてそれが可能であれば、大丈夫かと思います。
22	審査	審査結果	不認定率を教えてくださいませんか？	不認定率（認定されなかった率）については公表しておりません。
23	審査	ひな形	審査で求められる社内規程やルールマニュアルのひな形は提示されているのでしょうか？	エビデンスのテンプレートはご用意しておりませんので、各事業者にて整理いただくこととなります。
24	審査	ひな形	期待される事前送付エビデンスの提出フォーマットについて知りたいです。 ・Microsoftワードなどに説明とともに各種書類のキャプチャを貼る形でしょうか？ ・説明資料とともにフォルダをナンバリングしたフォルダに必要な資料を収め提出するようなイメージでも良いのでしょうか？	審査認定機関への申請後、審査認定機関とコミュニケーションを取っていただくのがよろしいかと思います。ご質問いただいているように、ワードなどにキャプチャーを貼る形とかナンバリングしたフォルダに収めていただくことは、わかりやすさという面ではとても重要なことだと思います。基本的には該当する基準項目ごとの順番に並んでいて、見やすい形の資料であればよろしいかと思います。データでも結構ですし、場合によっては紙の書類で一冊ファイルを作ってお送りされた事業者も過去あったようですが、事前に審査認定機関と具体的にコミュニケーションいただいて、進めていただくのがよろしいかと思います。
25	審査	エビデンス	エビデンスの事例は、認定の申請年から何年以内のものなどの年数制限はありますか？	年数制限はありませんが、社会通念上、常識の範囲内でご判断いただければと存じます。

番号	大分類	小分類	ご質問	回答
26	審査	キャプチャー	基準項目別解説BOOKに、業務マニュアルの提出とあります。文書化されているものがオンラインである場合、全部ではなく該当箇所だけをキャプチャーで取って提出するなどは可能でしょうか？	申請をした審査認定機関にご確認ください。 事務局として回答するとすれば、全部ご提出いただけるのであれば、該当箇所がわかるよう示した上で、全部提出いただき、全部提出すると相当な分量になるとのことであれば、該当箇所のキャプチャーと、その表紙や冒頭の目次、巻末の例えば改定日が記載している部分を提出するなど、全体像がわかるよう工夫して提出ください。 但し、エビデンス提出後に、審査認定機関から全部提出してくださいとの要望がありましたら、それにお答えいただくことにはなるかと思えます。
27	審査	説明者	審査時の説明者は、求人については担当者A、個人情報については担当者Bなど、分担することは可能でしょうか？	可能です。求人については担当者A、個人情報については担当者Bなど、分担し説明いただいても何ら問題ありません。
28	認定基準	基準項目	お客様に自由に記載や掲載をいただいている場合は、この優良募集情報等提供事業者から外れてしまうのでしょうか？	どういった掲載方法であったとしても、募集情報等提供事業者の場合、求人情報等に関する的確表示は義務付けられています。お客様に自由に記載や掲載をいただいている場合も、求人情報等に関する的確表示の義務は課せられています。
29	認定基準	基準項目	掲載の審査をしていない場合はどうなるのでしょうか？	審査をしていない場合は、その基準項目はクリアできません。 法令等で、募集情報等提供事業者には求人情報等に関する的確表示が義務付けられています。
30	認定基準	基準項目	基準項目について昨年度と変更はありますか？（昨年度、基準を整理したので、変更ポイントがあれば教えていただけたら助かります。）	昨年度は、2号事業者を対象としたNo.28-2の基準項目がありましたが、2024年度は削除しています。それ以外は大きな変更ポイントはありません。 なお、昨年度のNo.28-2を今年度削除したことに伴い、昨年度のNo.28-3は今年度はNo.28-2、昨年度のNo.28-4は今年度はNo.28-3と、Noの枝番が昨年度と変わっております。
31	認定基準	基準項目	No.2 研修について、どこの部署など指定はありますか？ 求人を作成する担当者だけで良いでしょうか？他部署の営業担当者も対象になりますでしょうか？	No.2に「※少なくとも、募集情報等提供事業に従事する従業員に対する教育を実施していることがわかること」とあります。
32	審査	認定基準	No.3-3 「求職者情報に関する掲載の中止」とは、求人サイトに登録している求職者の個人情報を求人者に提供することを停止する又は削除という理解でよいでしょうか？	3号事業の場合、求職者が登録した情報を求職者ご本人が削除されるという業務フローになっていることが多いかと思われませんが、仮に求職者が止めてほしい、求人者側に自身の情報は送らないでほしいとの要請があった場合には、必ず対応しているということも意味しています。
33	認定基準	基準項目	No.4-1 「速やかに」の基準はありますか？（「確認してから●日以内」など明確な基準があるか）	法律用語としては、「直ちに」が一番早く、次は「速やかに」、次が「遅滞なく」という順番になります。 直ちにはすぐを求められており、速やかにはそれより少し遅れたぐらいですので、早くやってくださいといった感じで、何日以内ということではありません。
34	認定基準	基準項目	No.4-2 弊社ではシステムで自動的に行なっています。エビデンスはどのようなものを提出することが求められているのでしょうか？仕様書などでしょうか？	機械的にシステムで行っているのであれば、仕様書やどのようにシステムで行っているのかその仕組みがわかるものをご提出いただき、説明いただければと思います。
35	審査	認定基準	No5 デビデンス例に「該当ケースの原稿表記例」とあります。求人情報について、実際に雇用する予定の会社と混同されることが起きないようにしているのに、該当ケースがあるということが理解できません。	「実際に雇用する予定の企業が関連会社と混同されないようにしている」という基準項目ですので、そうならないためのルールが業務マニュアル等に記載されていること、また該当するケースの原稿表記例としては、混同されないように記載されている原稿を提出くださいという意味となります。

番号	大分類	小分類	ご質問	回答
36	認定基準	基準項目	No.8-1、No8-2 求人者、求職者側の情報を改変して掲載していないというエビデンスについてですが、システム上変更ができないのですが、わざわざエビデンスに記載する必要はありますか？	しかるべき場所にシステム上変更ができない旨を記載いただくか、システム上変更できない旨がわかるものをエビデンスとしてご提示いただければと思います。
37	認定基準	基準項目	No.12、13 現状ハローワークインターネットサービスからのみ情報収集しているがどういったエビデンスを想定すれば良いのでしょうか？ ハローワークに関してでも民間の事業者同様、的確性に関する審査を入れる必要があるイメージであっていますでしょうか？	ハローワークインターネットサービスからの転載の場合も、募集情報等提供事業者として、求人情報等に関する的確表示の義務は課せられます。
38	認定基準	基準項目	No.13 「掲載を中止すべき求人情報」について、明確な基準がありますでしょうか？	例えば、募集情報等提供事業者の義務である、的確表示の義務に反する募集情報に関しては掲載を中止すべき求人情報に該当すると思われます。 いずれにしても、トラブルが起きないよう、各募集情報等提供事業者が独自に「掲載を中止すべき求人情報等」を設けていることが求められていますので、各事業者の基準において決めていただくという考え方になります。
39	認定基準	基準項目	No.27-1 求人情報の審査業務を外部に委託している場合、組織図でそれがわかるように記載するだけで良いでしょうか？	外部に委託している場合は、組織図や体制図とともに、貴社の担当者、責任者、委託会社の社名、部署、（役職）、責任者の氏名も提示し、説明ください。説明の際は、どこまでの範囲を委託し、外部委託先と社内がどうコミュニケーションし、実際の審査業務に当たっているかということを示していただければと思います。委託の契約書をご提出いただくのが一番分かり易いと思います。
40	審査	認定基準	No27-1 エビデンスの組織図の中に、審査業務の担当というような表記は必要でしょうか、●●部というところがこれを担当していますというような説明で事足りますでしょうか？	必ずしも、専門部署である必要はありませんので、部署名も「審査」の名称でなくても問題はなく、実際に審査業務を行っている部署名・担当者・責任者を提示・説明いただく必要があります。
41	審査	認定基準	No27-1と27-3 1号,3号に該当する事業者ですが、No27-1は求人情報だけなのか、No27-3との違いについて教えてください。	No27-1は、1号事業者が対象で、求人者そのもの及び求人情報等の審査業務について、担当者及び責任者を選任しているかを確認しています。No27-3は、3号事業者が対象で、求職者データベースを利用する求人企業について、そのサービスを利用していい企業か否かを判断している担当者及び責任者を選任しているかを確認しています。なお、1号と3号の兼業事業者で、1号と3号の担当者が兼任でも、問題はありません。
42	審査	認定基準	No.34 「求人者・求職者等からの苦情の受付から事実確認」の「求人者に対する事実確認」についてはどのように考えたら良いでしょうか？	基本的には、求職者からの苦情を受け付けた後の、対象となる求人者への事実確認、苦情相談者へのフィードバック等、またその事実の内容によっては1号2号事業者においては求人情報の再掲載可否判断、3号4号事業者においては求人者のサービス利用の可否判断などの取り扱いについて決められたものを示しておりますので、そちらをご説明ください。
43	審査	認定基準	No.34 読者苦情があった際、企業に事実確認を行っておりますが、個人情報などの観点より、メールではなく（アドレスが代表の場合があるため）、求人担当者に直接お電話で確認を行っております。メールなどでは返答を頂いておりませんが、エビデンスとしてどのような書類が必要となりますでしょうか？	苦情において、企業への事実確認の手法（電話やメールなど）は特に定めておらず、苦情を受け付けた後の、対象となる求人者への事実確認、苦情相談者へのフィードバック等、またその事実の内容によっては求人情報の再掲載可否判断などの取り扱いについて決められたもの、また、苦情・相談をどのように記録されているかを確認させていただきますので、それらがわかる業務マニュアルや記録等をご提出ください。
44	認定基準	基準項目	個人情報収集について、主とする目的は明示した上で、例えば以下の目的にも利用する場合があります。といった表記で可能性があるといったレベルで複数項目を網羅する形での収集は問題ないでしょうか？	募集情報と全く関係ないようなものがたくさん目的として並んでいた場合は不自然かと思いますが、可能性があるものが表記されていることはおそらく問題ではないと思います。逆に目的明示がされていないことを行ったらトラブルになると思いますので、わかりやすく明示をいただいて複数項目あるということは問題はないと考えております。
45	認定基準	基準項目	いくつかの基準項目で、研修等の実施について問われていますが、審査までに、すべて実施する必要がありますでしょうか？	審査までに実施されていることが求められます。

番号	大分類	小分類	ご質問	回答
46	認定	追加審査	認定後、サービスの名称やURLが変更となった場合には追加申請が必要となりますでしょうか？ サービス内容に変更がない場合をご教示いただければと存じます。	サービスの名称・urlが変更になった場合は事務局（運営受託団体）へのご連絡が必要です。サービス内容に変更がないということであれば、追加の申請は必要ありません。 サービス内容が変わったり、運営母体が変わったりなど、変更の内容によっては、追加の申請・受審をいただくことになる可能性はあります。
47	認定	追加審査	認定事業者が、有効期間である3年の間に、「新規の募集情報等提供の事業（例えば求人サイト）」を増やしていった場合でも、その事業者は、有効期間中であれば、追加の手続きをしなくても「優良募集情報等提供事業者」ということになりませんか？	3年間の有効期間中に、募集情報等提供事業のサービスが増えた場合は、そのサービスについて、直近の申請時期に申請し、追加審査を受ける必要があります。 説明会資料の「制度概要・申請・職業安定法のポイントについて」のP.23に、認定取消要件の記載があります。直近の申請時期に申請せず審査を受けなかった場合、審査の結果が不認定となった場合は、事業者として認定が取消（募集情報等提供事業の全てのサービスが不認定）になります。
48	認定	更新	認定事業者になった場合、認定の更新についての連絡はいただけますでしょうか？	認定の更新のタイミングについては、まずは自社で管理ください。お願い申し上げます。
49	認定	更新	認定の更新に費用は掛かりますでしょうか？ 掛かる場合、更新費用も18～20万円程度かかりますでしょうか？	更新についても費用は掛かります。 更新の場合も、全体について再度審査をするという考え方になりますので、審査料はまだ決定していませんが、同程度の費用がかかるとご理解いただくのがよろしいかと思います。
50	その他	職業安定法のポイント資料	「顧客からの依頼で求人修正が発生した場合に、遅滞しない」に関してなのですが、具体的な日数は決まっていますでしょうか？ 現状システム仕様上、1週間程どうしてもかかってしまう状況です。	説明会資料の「制度概要・申請・職業安定法のポイントについて」のP31の職業安定法のポイントについての質問かと思えます。具体的な日数は定められてはおりませんが、厚生労働省の職業安定法のQ & Aに、以下記載がありますので、ご参照ください。 厚生労働省Q&A 問2-5 募集情報等提供事業者等は、掲載の中止や内容の訂正の依頼があった場合に遅滞なく対応することが必要とされているが、「遅滞なく」とはどのような範囲をいうのか。 ○職業安定法施行規則 第4条の3第4項の規定は、募集情報等提供事業者等が、掲載の中止や内容の訂正の依頼に対応し、可能な限り早く募集情報等の掲載の中止又は更新をすることを求めているものです。 ○例えば、提供している募集情報等について、提供元から掲載中止や内容の訂正の依頼があった場合に、直近でサイトを更新する時点において対応する等、合理的な期間内に当該依頼に対応する必要があります。 ○募集情報等の提供の中止や内容の訂正の依頼があった後に、漫然と提供の中止や内容の訂正を怠った場合には、遅滞なく対応していないこととなります。
51	その他	職業安定法のポイント資料	説明会資料の「制度概要・申請・職業安定法のポイントについて」のP32「2022年10月施行 改正職業安定法のポイント」表の下から2行目に「募集者の氏名・社名」とあります。 「募集者」というのは「雇用する企業」のことでしょうか？「求人サイトの運営企業」のことでしょうか？	募集情報等提供事業者ではありません。 雇用する事業主・企業、募集主です。QAのNo.52もご覧ください。
52	その他	職業安定法のポイント資料	人材紹介会社から求人の掲載依頼を受け掲載している場合は、募集者は人材紹介会社となりますか？それとも雇用企業となりますでしょうか？	職業紹介事業者から掲載の依頼を受けて掲載ということですので、募集主は、人材紹介会社（職業紹介会社）になります。